

報告 1

警告シールの取組について

1 これまでの違反広告物対策

(1) 簡易除却

○違反広告物の例



電柱に貼り付けられた
「はり札」



道路上に掲出された
「カラーコーン（立看板）」

○違反広告物対策：簡易除却（屋外広告物法）

違反広告物が「はり紙、はり札、立看板」等であるときは、掲出者がわかっている場合でも、代執行によらない簡易な除却を行うことができる。

○本市の簡易除却活動

職員・委託業者・市民ボランティアが簡易除却活動を行っている。

(2) 簡易除却の現状・課題

○現状

毎年 15,000 件前後の違反広告物を簡易除却している。

○課題

除却してもすぐに同じ場所に違反広告物が掲出され、実質的な解決に至っていない。

⇒簡易除却以外にも実質的な解決につながる違反広告物対策を検討する必要がある。

2 警告シールの取組

(1) 令和元年度の試行実施

○目的

広く事業者及び市民に違反を認識してもらい、掲出者による自主除却・再発防止効果を目指す。

○実施方法

- ①警告シールの貼付け（簡易除却できる違反広告物が対象）



- ②約1か月半後に、状態確認及び残っていれば除却
「自主除却されているか」「再掲出されているか」



【警告シール貼付け後】

(2) 令和2年度及び令和3年度の実施 ※通知書送付を加え、指導強化

○実施方法

- ①警告シールの貼付け・掲出者特定



- ②掲出者へ通知書の送付
(速やかな除却・除却後の本市への連絡を求める)



- ③約1か月半後に、状態確認及び残っていれば除却
「自主除却されているか」「再掲出されているか」

(3) 実施結果

①令和元年度の試行実施結果

警告シール貼付け数	自主除却※	除却率	再発(再掲出)
426件	317件	74%	85件

※自主除却後、再発となった件数も含む

②令和2年度の実施結果

警告シール貼付け数	除却数 (再発を含まない)	違反数 (再発を含む)	除却率
459件	368件	91件	80%
通知書送付数	報告件数	報告率	
14社	9社	64%	

③令和3年度の実施結果

警告シール貼付け数	除却数 (再発を含まない)	違反数 (再発を含む)	除却率
321件	257件	64件	80%
通知書送付数	報告件数	報告率	令和2年度 と同一業者
16社	12社	75%	1業者

(4) 3年間の実施結果（まとめ）

①効果

- ・事業者自らの除却率は70%以上
- ・事業者及び市民に違反を認識してもらい、掲出者による自主除却・再発防止、違反であることの周知及び抑止力に繋がった。

②現状

- ・警告シールが貼り付けられた他広告物を剥がし、同場所に広告物を再掲出する悪質業者
 - ・景観面における、警告シールに対する住民からの苦情
 - ・新型コロナウイルス等の影響により、違反広告物が減少
- ※警告シール貼付け数 …R2年度： 459件 R3年度： 321件
※4月～9月の簡易除却件数 …R2年度：5,937件 R3年度：4,314件
- ・職員の負担増や高コスト→費用対効果が低い

⇒現状に即した違反広告物対策が必要

3 今後の是正指導について

(1) 簡易除却対象の違反広告物について

警告シール事業は実施せず、従来どおり定期的な監視(パトロール)を行い、簡易除却を実施。

(2) 簡易除却対象以外（広告板等）の違反広告物について

「さいたま市違反広告物是正事務処理要領」による是正指導の実施

【目的】事務処理要領に基づく、円滑な是正指導の実施を目指す。

【内容】是正指導(口頭・文書指導・勧告)、条例で規定された「措置命令」や「取消処分」等について、標準的な取扱い及び必要事項について定める。

【制定日】令和3年度内を予定

※参考：違反広告物に対する指導要領やマニュアル等を作成している政令市
→20政令市中12都市

勧告	措置命令	氏名公表	告発	代執行	罰金
8都市	3都市	1都市	なし	なし	なし